

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定に基づき上野原市内の乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関する関係者の合意内容については、下表のとおりである。

一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称 路線名：秋山ルート	所在地	停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項	合意状況
無生野	上野原市秋山13401	上野原市と運行協定を締結した一般旅客自動車運送事業者による一般乗合旅客自動車運送事業（道路運送法第3条の3第3号に規定する区域運行に限る。）の用に供する乗車人員29人以下の自動車に限る。	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車は、左欄に係る運行時間内に限るものとする。	上野原市地域公共交通活性化協議会において、令和3年5月26日合意
丹保	上野原市秋山12242			
局前	上野原市秋山11922			
浜沢上	上野原市秋山11901			
浜沢	上野原市秋山11526			
原	上野原市秋山11985			
尾崎	上野原市秋山10896			
下尾崎	上野原市秋山10854			
寺下	上野原市秋山10305			
寺下坂	上野原市秋山9605			
板崎	上野原市秋山9426-1			
大地	上野原市秋山8985			
栗谷	上野原市秋山7500			
釣場	上野原市秋山7213			
中野	上野原市秋山7214			
竹の沢橋	上野原市秋山7039			
秋山支所	上野原市秋山7086-3			
秋山中学校前	上野原市秋山4696			
神野	上野原市秋山6444			
神野下村	上野原市秋山6400			
小和田	上野原市秋山5559			
秋山保育所	上野原市秋山5773			
古福志	上野原市秋山4872			
桜井	上野原市秋山3684-1			
金山入口	上野原市秋山3323			
富岡入口	上野原市秋山545			
一古沢	上野原市秋山578			
上野原市役所	上野原市上野原3832			

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定に基づく上野原市内の乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関する関係者の合意内容については、下表のとおりである。

一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称 路線名：島田ルート	所在地	停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項	合意状況
下田野入	上野原市鶴島4383	上野原市と運行協定を締結した一般旅客自動車運送事業者による一般乗合旅客自動車運送事業（道路運送法第3条の3第3号に規定する区域運行に限る。）の用に供する乗車人員29人以下の自動車に限る。	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車は、左欄に係る運行時間内に限るものとする。	上野原市地域公共交通活性化協議会において、令和3年5月26日合意
落合入口	上野原市鶴島4382			
田野入	上野原市鶴島4505			
坂下	上野原市鶴島4695			
湖南団地入口	上野原市鶴島3463			
神明社前	上野原市鶴島825			
清々村	上野原市鶴島907			
消防会館前	上野原市鶴島108-1			
原村	上野原市鶴島1950			
駒門入口	上野原市鶴島5425			
上野原駅（南口）	上野原市新田739			
殿島橋	上野原市松留276先			
上野原市役所	上野原市上野原3832			

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定に基づく上野原市内の乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関する関係者の合意内容については、下表のとおりである。

一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称 路線名：大目ルート	所在地	停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項	合意状況
西大野	上野原市大野1294	上野原市と運行協定を締結した一般旅客自動車運送事業者による一般乗合旅客自動車運送事業（道路運送法第3条の3第3号に規定する区域運行に限る。）の用に供する乗車人員29人以下の自動車に限る。	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車は、左欄に係る運行時間内に限るものとする。	上野原市地域公共交通活性化協議会において、令和3年5月26日合意
大目農協前	上野原市大野2572			
談合坂入口	上野原市大野4115			
大目	上野原市大野4040			
犬目入口	上野原市大野6107			
谷後	上野原市大野6281			
日留野	上野原市大野6381			
太田	上野原市大野6783			
太田上	上野原市大野6950			
犬目	上野原市大野859			
下宿	上野原市大野873			
安達野	上野原市大野1133			
新田下	上野原市野田尻5355			
新田入口	上野原市野田尻5701			
桜窪	上野原市野田尻5461			
花坂下	上野原市野田尻1796			
日向入口	上野原市四方津1209			
上野原市役所	上野原市上野原3832			

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定に基づく上野原市内の乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関する関係者の合意内容については、下表のとおりである。

一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称 路線名：桐原（上野原あきる野線・桐原藤野線）ルート	所在地	停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項	合意状況
井戸	上野原市桐原3599	上野原市と運行協定を締結した一般旅客自動車運送事業者による一般乗合旅客自動車運送事業（道路運送	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車は、左欄に係る運行時間内に限るものとする。	上野原市地域公共交通活性化協議会において、令和3年5
上野原市役所	上野原市上野原3832			

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定に基づく上野原市内の乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関する関係者の合意内容については、下表のとおりである。

一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称 路線名：西原・桐原（上野原丹波山線・上野原あきる野線）ルート	所在地	停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項	合意状況
飯尾	上野原市西原6128	上野原市と運行協定を締結した一般旅客自動車運送事業者による一般乗合旅客自動車運送事業（道路運送法第3条の3第3号に規定する区域運行に限る。）の用に供する乗車人員29人以下の自動車に限る。	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車は、左欄に係る運行時間内に限るものとする。	上野原市地域公共交通活性化協議会において、令和3年5月26日合意
御岳神社前	上野原市西原5762			
八ッ田	上野原市西原3729			
一宮神社	上野原市西原4491			
原	上野原市西原4525			
郷原	上野原市西原4327			
下城河原	上野原市西原3932			
西原出張所	上野原市西原3947			
阿寺沢入口	上野原市西原3693			
扁盃	上野原市西原3301			
田和	上野原市西原995			
上平橋	上野原市西原2598			
藤尾分教場	上野原市西原2494			
六藤	上野原市西原2258			
藤尾	上野原市西原203			
初戸	上野原市西原173			
梅久保	上野原市桐原13227			
坂本	上野原市桐原12936			
日寄橋	上野原市桐原11891			
芦瀬	上野原市桐原11789			
沢渡	上野原市桐原10743			
大垣外	上野原市桐原10127			
寺尾	上野原市桐原9528			
久野本	上野原市桐原9216			
新山王橋	上野原市桐原6494			
桐原局前	上野原市桐原2331			
神戸	上野原市桐原2767			
殿村	上野原市桐原2017			
用竹	上野原市桐原2017			
檜橋渡	上野原市桐原1001-1			
尾統	上野原市桐原460			
登下入口	上野原市桐原430			
鏡渡橋	上野原市桐原576			
上野原市役所	上野原市上野原3832			

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定に基づく上野原市内の乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関する関係者の合意内容については、下表のとおりである。

一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称 路線名：甲東・大鶴ルート	所在地	停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項	合意状況
荻野	上野原市野田尻1311	上野原市と運行協定を締結した一般旅客自動車運送事業者による一般乗合旅客自動車運送事業（道路運送法第3条の3第3号に規定する区域運行に限る。）の用に供する乗車人員29人以下の自動車に限る。	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車は、左欄に係る運行時間内に限るものとする。	上野原市地域公共交通活性化協議会において、令和3年5月26日合意
荻野入口	上野原市野田尻1212			
不老下	上野原市野田尻2294			
桑久保入口	上野原市野田尻718-1			
平呂下	上野原市野田尻563			
瀬瀬入口	上野原市野田尻437			
和見入口	上野原市野田尻527			
芦垣下	上野原市野田尻162			
大倉下	上野原市鶴川1781-1			
大曾根	上野原市鶴川1297			
大鶴出張所	上野原市鶴川1601			
鶴川神社前	上野原市鶴川151			
上野原市役所	上野原市上野原3832			

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定に基づく上野原市内の乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関する関係者の合意内容については、下表のとおりである。

一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称 路線名：巖ルート	所在地	停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項	合意状況
四方津駅	上野原市四方津2331	上野原市と運行協定を締結した一般旅客自動車運送事業者による一般乗合旅客自動車運送事業（道路運送法第3条の3第3号に規定する区域運行に限る。）の用に供する乗車人員29人以下の自動車に限る。	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車は、左欄に係る運行時間内に限るものとする。	上野原市地域公共交通活性化協議会において、令和3年5月26日合意
鼓楽神社前	上野原市四方津2005			
コモアプラザ	上野原市コモアしおつ三丁目20-12			
石の公園	上野原市コモアしおつ一丁目11			
巖出張所前	上野原市四方津1388			
郵便局前	上野原市四方津746			
牧野	上野原市四方津439			
松留	上野原市松留248-5			
スバルセンター前	上野原市松留8			
慈聖寺	上野原市松留627			
上野原高校前	上野原市ハツ沢391			
ハツ沢	上野原市ハツ沢9			
ハツ沢橋	上野原市ハツ沢510			
上野原高校入口	上野原市ハツ沢391			
上野原市役所	上野原市上野原3832			